

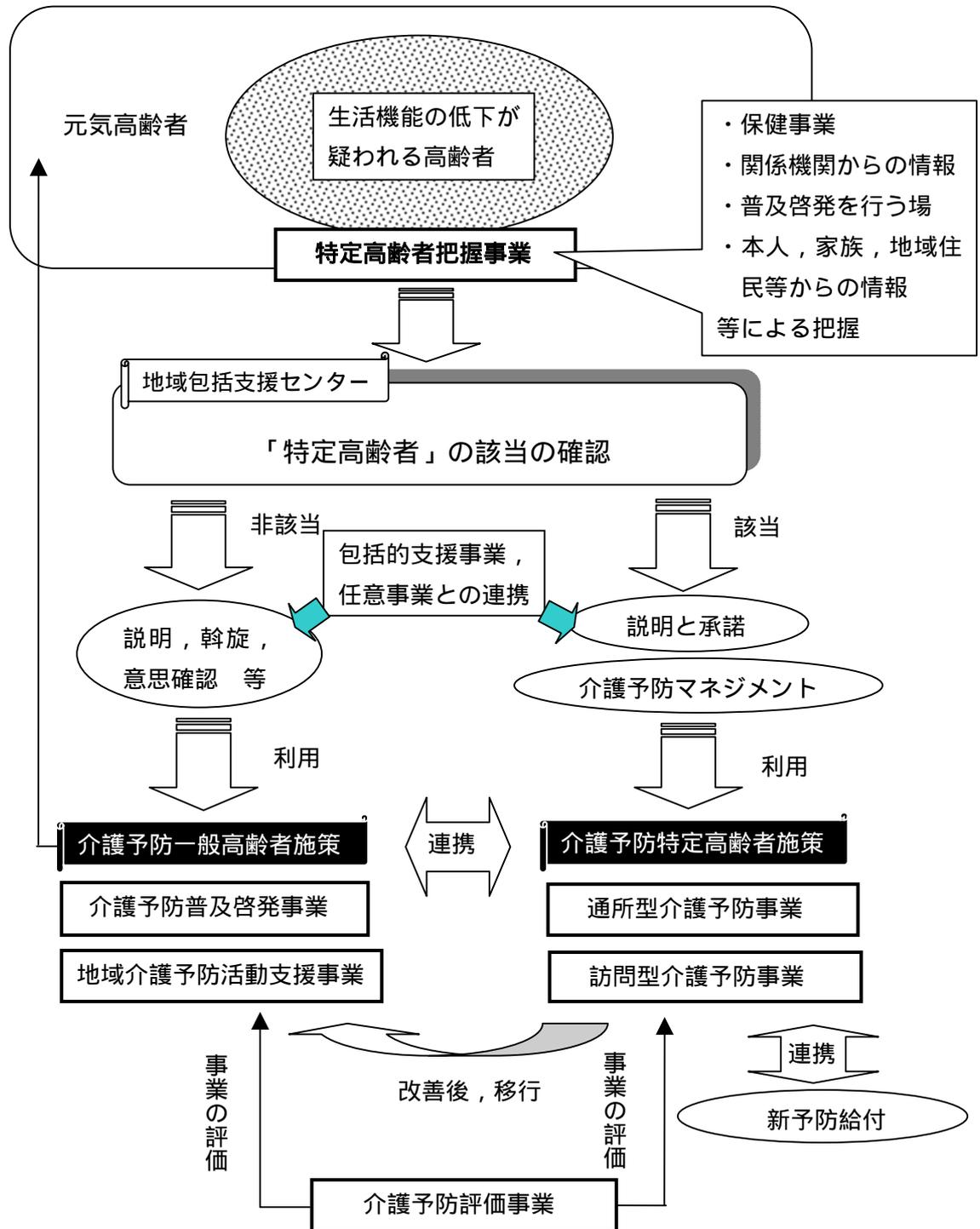
本市における地域支援事業の実施内容について

地域支援事業は、これまでの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業などを統合し、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを強化する観点から創設される。事業内容には大別して、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業がある。

本日の協議のため、地域支援事業で実施することができる内容、その趣旨に基づいて、現在実施している施策・事業のうち該当すると思われるもの、新たな施策・事業を含めた今後の取組のイメージ、について次頁以降にとりまとめた。

国からの交付金の交付対象となる地域支援事業の事業規模の上限との関係や、今後の議論により内容を変更することがある。

1 地域支援事業（介護予防事業）の流れ



2 既存事業と今後のイメージ

1 介護予防事業

(1) 介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者（第1号被保険者の5%程度）に対する事業として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とした介護予防に資する事業。

特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等を行う事業。

既存事業

基本健康診査，健康相談，訪問指導，成人・妊婦歯科健診相談指導，老人福祉員設置事業

今後のイメージ

既存事業の中で対象者を把握する仕組みや地域包括支援センターへの連絡体制などを整備し、要支援・要介護状態になるおそれのある方を早期に発見する。

具体的には、基本健康診査における生活機能のチェック、保健事業における把握、関係機関からの情報による把握、介護予防に関する普及啓発を行う場での把握、本人、家族、地域住民等からの情報による把握、要介護認定による把握、などが考えられるのではないかと。

通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果があると認められる事業。

既存事業

通所型の介護予防事業として、保健所が実施している各種保健事業、老人福祉センターや健康すこやか学級などでの介護予防に関する取組を実施しているが、国の要件に該当するものは実施していない。

今後のイメージ

各区複数箇所において、通所を基本とし、一定期間のプログラムに基づいて実施する介護予防サービスを提供してはどうか。

現在、要介護認定で自立と認定された方を対象として実施している「高齢者すこやか生活支援事業」を再編し、デイサービスセンターなどで介護予防サービスを提供してはどうか。

健康増進センターや保健所などの拠点をはじめ、高齢者の身近な地域で、運動器の機能向上のための教室、栄養改善や口腔機能向上のための教室を実施してはどうか。

訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業。

既存事業

訪問型の介護予防事業として、保健所等の保健師が訪問指導を行っているが、国の要件に該当するものは実施していない。

今後のイメージ

保健所の訪問活動とは別に、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがあり（又はこれらの状態にあり）、通所型介護予防の利用が難しい高齢者を専門的に対象とした訪問型サービスを提供してはどうか。

介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行う事業。

既存事業

介護予防サービスの評価は新しい取組であり、実施していない。

今後のイメージ

介護予防サービス事業の評価を行うとともに、介護予防事業全体として効果的な内容であるか等の検証を行ってはどうか。

(2) 介護予防一般高齢者施策

地域における自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業。

介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を行う事業。

既存事業

在宅高齢者機能回復訓練事業（すこやか講座）、地域出張型介護予防教室、栄養改善、健康教育、健康相談【再掲】

今後のイメージ

各区で実施する通所型介護予防事業の実施場所や健康すこやか学級など、高齢者が身近な場所で集う場において、介護予防の普及・啓発や簡単な介護予防サービスの提供を行ってはどうか。

市民検診などの場で介護予防の普及・啓発を実施してはどうか。

高齢者の自主的な介護予防の取組を推進するため、「介護予防手帳」を配布してはどうか。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業。

既存事業

健康すこやか学級

高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座

今後のイメージ

健康すこやか学級について、実施箇所数を拡大するとともに、内容をより介護予防に重点を置いた内容に見直してはどうか。

地域住民による介護予防の自主的な取組が進むよう高齢者筋力トレーニングを普及推進するボランティアの養成をより拡充してはどうか。

介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う事業。

「介護予防特定高齢者施策評価事業」の欄を参照。

2 包括的支援事業

(1) 介護予防マネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市町村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、おおむね次のようなプロセスにより実施する事業。

一次アセスメント

介護予防プランの作成

サービスの提供後の再アセスメント

事業評価

地域包括支援センターでは、介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護報酬を財源とし、新予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施。

(2) 総合相談支援事業 / 権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援(支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ)、特に権利擁護の観点から対応が必要な者への対応、等を行う事業。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

既存事業

認知症高齢者等権利擁護事業(長寿すこやかセンター事業)

今後のイメージ

60箇所設置する地域包括支援センターで介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護相談、包括的・継続的マネジメントを行う。

地域包括支援センター運営協議会(全市・各区)でセンターの公正中立な運営のためのルールづくりを行う。

現在実施している高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉等介入ネットワーク、専門機関ネットワークを構築し、高齢者への虐待防止を行ってはどうか。

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証，制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供，連絡協議会の開催等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに，介護給付費の適正化を図るための事業。

既存事業

介護給付費適正化事業（住宅改修費支給に係る実地調査，介護保険給付費明細通知等）

今後のイメージ

事業者への指導に係る本市の権限の強化を有効に活用し，これまで実施してきた介護給付等の適正化の取組を進める。

(2) 家族介護支援事業

家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し，適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

既存事業

洛西ふれあいの里保養研修センターでの要援護高齢者を介護している家族向けの介護学習，長寿すこやかセンターでの認知症高齢者の家族向けの看護・介護方法の普及，ショートステイでの認知症ホームケア促進事業を行っている。

今後のイメージ

既存事業の利用者の増加を図っていくべきではないか。

認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組の構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業。

既存事業

徘徊高齢者あんしんサービス事業

その他、京都府警察が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊する認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりに取り組んでいる。

今後のイメージ

認知症高齢者への対応は、早期発見・早期治療から介護サービス等の生活支援まで連続性のある体制が必要であるため、関係機関等の連携体制をより強固なものとする。

家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

既存事業

家族介護用品給付事業、高齢者介護相談事業、
短期入所生活介護緊急利用者援護事業

今後のイメージ

必要な介護サービスの提供のほか、家族への負担軽減策を充実するとともに、健康管理への支援を行う。

(3) その他事業

成年後見人制度利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業。

既存事業

認知症高齢者等権利擁護推進事業

今後のイメージ

身寄りのない重度の認知症高齢者等に成年後見制度の利用が必要な場合の市長による後見開始の申立て要件が緩和されたことから、その利用を促進する。

福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に係る相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業。

既存事業

福祉用具展示コーナー運営事業

今後のイメージ

在宅で生活する高齢者を支援するため、福祉用具の普及・利用促進に努める。

地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、介護相談員の活動支援、栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、グループリビングに対する支援、家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、等を行う事業。

既存事業

東九条シルバーハウジング生活援助員派遣事業，介護相談員派遣事業
老人福祉員設置事業（再掲），緊急通報システム事業（地域支援事業として
は対象外）

今後のイメージ

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため，拡充が必要な
既存事業の充実に努める。